○海上保安庁告示第八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鵜泊港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道久遠郡せたな町（鵜泊港西防波堤外端）
北緯　四二―二一―二八
東経　一三九―四七―四〇
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　水垂岬灯台
位置
所在地　北海道久遠郡せたな町（水垂岬）
北緯　四二―二一―〇七
東経　一三九―四六―五三
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
記事　削除
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　常陸那珂港北防波堤灯台
位置
所在地　茨城県常陸那珂港（北防波堤外端）
北緯　三六―二三―一一
東経　一四〇―三七―二二
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで六・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　大貫港南防波堤灯台
位置
所在地　千葉県富津市（大貫港南防波堤外端）
北緯　三五―一六―四三
東経　一三九―五〇―五二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　地頭方港東防波堤灯台
位置
所在地　静岡県牧之原市（地頭方港東防波堤外端）
北緯　三四―三七―五八
東経　一三八―一二―一四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　田子港東防波堤灯台
位置
所在地　静岡県賀茂郡西伊豆町（田子港東防波堤外端）
北緯　三四―四八―一八
東経　一三八―四五―三六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　上筏灯標
位置
所在地　前島三角点（岡山県瀬戸内市）の北北東方約三・二キロメートル
北緯　三四―三八―一五
東経　一三四―一二―一二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで七・四メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　フグリ岩灯標
位置
所在地　小市島灯台（愛媛県松山市）の北北東方約三・四キロメートル
北緯　三三―五六―〇八
東経　一三二―三六―二七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　赤ハエ鼻灯台
位置
所在地　長崎県五島市（多々良島赤ハエ鼻）
北緯　三二―四五―〇〇
東経　一二八―五二―五三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　伊福貴港島防波堤西灯台
位置
所在地　長崎県五島市（伊福貴港島防波堤西端）
北緯　三二―四五―二一
東経　一二八―五八―〇五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　須佐港天神島灯台
位置
所在地　山口県萩市（天神島）
北緯　三四―三七―五一
東経　一三一―三四―五四
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで五二メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　諸寄港石ノ前照射灯
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（諸寄港日和山灯台）
北緯　三五―三七―二四
東経　一三四―二五―四一
変更した事項
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（日和山）
北緯　三五―三七―二四
東経　一三四―二五―四一
塗色及び構造
塗色　白色　塔形
記事　この照射灯は、本灯の東北東方約三五〇メートルの石ノ前を照らす。
変更年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　諸寄港北防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（諸寄港北防波堤外端）
北緯　三五―三七―二一
東経　一三四―二五―五一
変更した事項
名称　諸寄港沖防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（諸寄港沖防波堤北端）
北緯　三五―三七―三五
東経　一三四―二五―四五
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十六日